

令和2年9月11日開会

令和2年9月徳島県議会定例会議案

目 次

第	1	号	令和2年度徳島県一般会計補正予算（第5号）	1頁
第	2	号	令和2年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	13
第	3	号	令和2年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）	15
第	4	号	食品衛生法施行条例の一部改正について	17
第	5	号	徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部改正について	19
第	6	号	住民基本台帳法施行条例の一部改正について	21
第	7	号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正 について	23
第	8	号	徳島県税条例の一部改正について	25
第	9	号	徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例の制定について	27
第	10	号	徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について	29
第	11	号	肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	31
第	12	号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	33
第	13	号	令和2年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について	35
第	14	号	令和2年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について	39
第	15	号	令和2年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について	41
第	16	号	令和2年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について	43
第	17	号	令和2年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について	47
第	18	号	令和2年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について	49
第	19	号	令和2年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について	53
第	20	号	鳴門池田線緊急地方道路整備工事曾江谷新橋上部工の請負契約の変更請負契約について	55

第 21 号	教育用パソコンの購入契約について	57頁
第 22 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期目標の策定について	59
第 23 号	令和元年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について	65
第 24 号	令和元年度徳島県病院事業会計決算の認定について	67
第 25 号	令和元年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	69
第 26 号	令和元年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	71
第 27 号	令和元年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	73
第 28 号	令和元年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	75
報告第1号	令和元年度決算に係る健全化判断比率の報告について	77
報告第2号	令和元年度決算に係る資金不足比率の報告について	79
報告第3号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	81
報告第4号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	83
報告第5号	損害賠償（学校事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	85
報告第6号	損害賠償（遺失物返還に係る物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	87
報告第7号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	89
報告第8号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和元年度に係る業務の実績に関する評価結果について	91
報告第9号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院第2期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果について	93

第 1 号

令和2年度徳島県一般会計補正予算（第5号）

令和2年度徳島県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,378,377千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ564,141,302千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和2年9月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 1,039,652	千円 97,803	千円 1,137,455
	1 分担金	281,995	31,460	313,455
	2 負担金	757,657	66,343	824,000
9 国庫支出金		97,229,363	13,442,687	110,672,050
	1 国庫負担金	32,463,503	571,036	33,034,539
	2 国庫補助金	63,475,830	12,968,014	76,443,844
	3 委託金	1,290,030	△96,363	1,193,667
11 寄附金		56,050	336,160	392,210
	1 寄附金	56,050	336,160	392,210
12 繰入金		85,290,099	1,146,040	86,436,139
	2 基金繰入金	20,515,847	1,146,040	21,661,887
13 繰越金		4,082,023	△961,325	3,120,698
	1 繰越金	4,082,023	△961,325	3,120,698
14 諸収入		21,437,933	△203,988	21,233,945

	7 雑 入	8,442,815	△203,988	8,238,827
15 県 債		57,324,000	3,521,000	60,845,000
	1 県 債	57,324,000	3,521,000	60,845,000
歳 入	合 計	546,762,925	17,378,377	564,141,302

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 32,578,134	千円 406,712	千円 32,984,846
	1 総 務 管 理 費	13,998,935	46,400	14,045,335
	2 企 画 費	7,189,674	339,712	7,529,386
	6 防 災 費	5,479,819	20,600	5,500,419
3 民 生 費		73,339,329	1,625,704	74,965,033
	1 社 会 福 祉 費	54,136,563	1,625,704	55,762,267
4 衛 生 費		40,853,237	704,081	41,557,318
	1 公 衆 衛 生 費	7,128,496	374,560	7,503,056
	2 環 境 衛 生 費	3,155,926	80,500	3,236,426
	3 保 健 所 費	1,339,816	5,000	1,344,816

	4 医 薬 費	19,907,005	244,021	20,151,026
6 農 林 水 産 業 費		33,524,927	1,593,533	35,118,460
	1 農 業 費	5,035,437	95,665	5,131,102
	2 園 芸 費	1,554,680	50,000	1,604,680
	3 畜 産 業 費	2,294,431	15,300	2,309,731
	4 農 地 費	10,800,086	637,150	11,437,236
	5 林 業 費	11,300,875	557,618	11,858,493
	6 水 産 業 費	2,539,418	237,800	2,777,218
7 商 工 費		76,686,813	5,846,500	82,533,313
	1 商 業 費	71,023,864	5,734,000	76,757,864
	2 工 鉱 業 費	4,039,963	4,500	4,044,463
	3 観 光 費	1,622,986	108,000	1,730,986
8 土 木 費		54,465,871	7,041,786	61,507,657
	2 道 路 橋 り よ う 費	24,266,148	4,550,253	28,816,401
	3 河 川 海 岸 費	17,805,275	1,158,112	18,963,387
	4 港 湾 費	3,405,293	682,630	4,087,923
	5 都 市 計 画 費	3,980,774	643,291	4,624,065

	6 住 宅 費	1,328,234	7,500	1,335,734
9 警 察 費		24,727,220	2,065	24,729,285
	2 警 察 活 動 費	2,289,370	2,065	2,291,435
10 教 育 費		86,665,534	157,996	86,823,530
	1 教 育 総 務 費	15,336,406	86,496	15,422,902
	4 高 等 学 校 費	19,405,148	30,000	19,435,148
	6 社 会 教 育 費	2,779,783	4,500	2,784,283
	7 保 健 体 育 費	1,374,537	37,000	1,411,537
歳 出 合 計		546,762,925	17,378,377	564,141,302

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	老人福祉施設整備事業費	千円 91,840
4 衛 生 費	4 医 薬 費	医療衛生費	91,015
6 農 林 水 産 業 費	3 畜 産 業 費	畜産研究課整備事業費	187,128
	4 農 地 費	県営かんがい排水事業費	49,900
		団体営土地改良事業費	20,000

		県単独土地改良事業費	20,000
		基幹農道整備事業費	70,000
		広域営農団地農道整備事業費	225,800
		県営農道整備事業費	20,000
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	152,000
		農業集落排水整備事業費	59,000
		経営体育成基盤整備事業費	192,600
		農業水利施設保全対策事業費	433,300
		農業水利施設保全合理化事業費	60,000
		耕地地すべり防止事業費	64,800
		老朽ため池等整備事業費	225,000
		地盤沈下対策事業費	242,000
		国営付帯県営農地防災事業費	175,000
		震災対策農業水利施設整備事業費	47,600
		農地海岸保全施設整備事業費	10,000
	5 林 業 費	森林病虫害等駆除費	3,000
		森林環境保全整備事業費	47,000

			森林基盤整備事業費	1,129,000	
			県単独林道事業費	10,000	
			治山事業費	945,000	
			林野地すべり防止事業費	130,000	
			災害関連緊急治山事業費	80,000	
			県単独治山事業費	10,000	
			治山維持補修費	10,000	
	6	水産業費	県管理漁港維持補修費	49,000	
			広域漁港整備事業費	375,000	
			水産物供給基盤機能保全事業費	263,000	
			水域環境保全創造事業費	28,000	
			漁港海岸保全施設整備事業費	158,000	
			県単独漁港漁場整備事業費	22,000	
7	商工費	3	観光費	観光施設管理運営費	106,177
8	土木費	1	土木管理費	営繕受託事業費	80,000
		2	道路橋りょう費	高速自動車道対策事業費	57,000
				道路維持修繕費	487,000

		道路局部改良事業費	333,000
		路側整備事業費	137,000
		道路改築事業費	918,000
		緊急地方道路整備事業費	6,914,000
		交通安全対策事業費	137,000
		橋りょう修繕費	96,000
	3 河 川 海 岸 費	河川海岸維持修繕費	165,000
		河川特殊改良事業費	59,000
		広域河川改修事業費	753,000
		総合流域防災事業費	1,898,000
		地震・高潮対策河川事業費	307,000
		堰堤改良事業費	55,000
		河川管理施設長寿命化事業費	355,000
		床上浸水対策特別緊急事業費	368,000
		通常砂防事業費	369,000
		地すべり対策事業費	661,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	96,000

			県単独砂防事業費	35,000	
			砂防維持修繕費	26,000	
			県単独急傾斜地崩壊対策事業費	20,000	
			災害防止対策緊急事業費	30,000	
			海岸侵食対策事業費	153,000	
			津波・高潮危機管理対策緊急事業費	143,000	
			海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	68,000	
	4	港湾費	港湾海岸施設維持補修費	81,000	
			県単独港湾整備事業費	99,000	
			港湾改修事業費	75,000	
			港湾海岸保全施設整備事業費	531,000	
			港湾補修事業費	134,000	
	5	都市計画費	街路事業費	773,000	
			緊急地方道路整備事業費	402,000	
			公園整備事業費	645,000	
	6	住宅費	県営住宅建設事業費	270,000	
10	教育費	4	高等学校費	高校施設整備事業費	990,013

11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	80,000
		過年発生災害林道復旧事業費	210,000
		現年発生災害林道復旧事業費	70,000
	2 土木施設災害復旧費	現年発生治山施設災害復旧事業費	70,000
		過年発生漁港施設災害復旧事業費	413,000
		現年発生漁港施設災害復旧事業費	60,000
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	1,138,000
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	660,000
		過年発生港湾施設災害復旧事業費	289,000
		現年発生港湾施設災害復旧事業費	100,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
徳島木のおもちゃ美術館（仮称）整備推進事業工事請負等契約	令和3年度	429,100千円

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	令 和 3 年 度	2,000,000千円	令 和 3 年 度	2,445,000千円
広域河川改修事業工事請負等契約	令 和 3 年 度	100,000千円	令 和 3 年 度	280,000千円
総合流域防災事業工事請負等契約	令 和 3 年 度	170,000千円	令 和 3 年 度	210,000千円
河川管理施設長寿命化事業工事請負等契約	令 和 3 年 度	100,000千円	令 和 3 年 度	250,000千円
堰堤改良事業工事請負等契約	令 和 3 年 度	50,000千円	令 和 3 年 度	80,000千円
地すべり対策事業工事請負等契約	令 和 3 年 度	80,000千円	令 和 3 年 度	125,000千円
県単独港湾整備事業工事請負等契約	令 和 3 年 度	30,000千円	令 和 3 年 度	100,000千円
港湾改修事業工事請負等契約	令 和 3 年 度	50,000千円	令 和 3 年 度	90,000千円
高校施設整備事業工事請負等契約	令 和 3 年 度	998,369千円	令 和 3 年 度	1,238,369千円

第4表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
農 地 事 業	千円 2,348,000	千円 2,515,000
林 業 治 山 事 業	2,521,000	2,778,000

水産事業	495,000	584,000
道路橋りょう事業	10,813,000	12,524,000
河川海岸事業	10,196,000	10,867,000
港湾事業	831,000	1,180,000
都市計画事業	1,026,000	1,276,000
高等学校整備事業	1,720,000	1,747,000
計	57,324,000	60,845,000

第 2 号

令和 2 年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,170,133千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 72,063,633	千円 106,500	千円 72,170,133
	2 国 庫 支 出 金	22,535,817	106,500	22,642,317
歳 入	合 計	72,063,633	106,500	72,170,133

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 72,063,633	千円 106,500	千円 72,170,133
	1 国民健康保険事業費	72,062,185	106,500	72,168,685
歳 出	合 計	72,063,633	106,500	72,170,133

第 3 号

令和2年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和2年9月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	2 徳島小松島港津田地区 整備事業費	臨海土地造成事業費	千円 67,000

第四号

食品衛生法施行条例の一部改正について

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年九月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十一条に規定する」を「第五十四条の規定により条例で定める」に、「についての基準（以下「営業施設基準」という。）は、別表に」を「に関する基準については、同条に規定する厚生労働省令で」に、「とする」を「の例による」に改め、同条ただし書中「営業施設基準」を「本文の規定によりその例によることとされる食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第十九から別表第二十一までに定める基準」に改める。

第四条中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「営業者」を「許可営業者」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

第五条第一項中「営業者は、次の各号のいずれかに該当する」を「許可営業者は、三十日以上営業を休止しようとする」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「営業者」を「許可営業者」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

提案理由

食品衛生法の一部が改正され、営業の施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならないこととされたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部改正について

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年九月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第五十一条」を「第五十四条又は第五十七条第一項」に改め、同号イを削り、同号ロ中「（イ又はニに掲げる営業に該当するものを除く。）」を削り、同ロを同号イとし、同号ハ中「（イ又はニに掲げる営業に該当するものを除く。）」を削り、同ハを同号ロとし、同号ニを削る。

第二十四条の見出し中「開始等」を「開始」に改め、同条中「（休止していた営業を再開したときを含む。）」を削る。

第二十六条の見出し中「休廃止等」を「廃止等」に改め、同条第一項中「休止し、」を削る。

第二十七条第一項中「（休止していた営業を再開したときを含む。）」を削る。

第二十九条中「を食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）別表の第二」を「の衛生管理その他一般的な衛生管理について、取り扱う食品の特性に応じ、食品衛生法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十三号）別表第十七第二号から第十三号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

食品衛生法の一部が改正され、食品の製造又は加工に係る営業の届出の制度が創設されたこと等に鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案

を提出する理由である。

第六号

住民基本台帳法施行条例の一部改正について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年九月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十八の項中「高等学校等（」の下に「専攻科を含み、」を加える。

別表第二の六の項中「高等学校等（」の下に「専攻科を含み、」を加え、同表中九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項の次に次のように加える。

七 教育委員会	公立の高等学校の専攻科に通う生徒に対する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
---------	--

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務並びに本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務の範囲を拡大する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年九月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。
 別表第一の七の項及び十三の項中「高等学校等」の下に「専攻科を含み」を加え、同表に次のように加える。

十四 教育委員会	公立の高等学校の専攻科に通う生徒に対する高等学校等専攻科修学支援金（以下「修学支援金」という。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
----------	---

別表第二の七の項中「就学支援金の支給」の下に「又は修学支援金の支給」を加え、同表に次のように加える。

八 教育委員会	修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
---------	----------------------------	----------------------------

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年九月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第四十項を第四十一項とし、第三十七項から第三十九項までを一項ずつ繰り下げ、第三十六項の前の見出しを削り、同項を第三十七項とし、同項の前に見出しとして「（旧民法第三十四条の法人から移行した法人に係る法人の県民税の特例）」を付し、第三十五項を第三十六項とし、第三十二項から第三十四項までを一項ずつ繰り下げ、第三十一項の前の見出しを削り、同項を第三十二項とし、同項の前に見出しとして「（個人の均等割の税率の特例）」を付し、第三十項の次に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄）

31 法附則第六十条第一項に規定する条例で定める入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

（徳島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 徳島県税条例等の一部を改正する条例（令和元年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十項」を「第三十一項」に、「第三十一項」を「第三十二項」に、「第三十二項」を「第三十三項」に、「第三十三項」を「第三十四項」に、

「第三十五項」を「第三十六項」に、「第三十六項」を「第三十七項」に、「第三十七項」を「第三十八項」に、「第三十八項」を「第三十九項」に、「第四十項」を「第四十一項」に改める。

提案理由

地方税法の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例が設けられたことに伴い、その対象となる入場料金等払戻請求権の放棄を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例の制定について

徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例を次のように定める。

令和二年九月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例

(設置)

第一条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の拡大の影響を受けた中小企業者、農林漁業者等に対する資金の貸付けについて利子補給金を支給する事業に要する経費に充てるため、徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた中小企業者、農林漁業者等に対する資金の貸付けについて利子補給金を支給する事業に要する経費に充てるため、徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年九月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
別表の十二の項中「開設の」の下に「許可の」を加え、同表の十六の項の次に次のように加える。

十六の二 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第三十八条第一項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付	二千元
十六の三 家畜改良増殖法施行規則第三十九条第一項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付	二千九百円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家畜改良増殖法の一部が改正されたこと等に鑑み、家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付等に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十一号

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和二年九月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(肥料取締法施行条例の一部改正)

第一条 肥料取締法施行条例(平成十二年徳島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行条例

第一条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第三条中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項若しくは第三項」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、「使用した普通肥料」の下に「及び特殊肥料」を加える。

(肥料の品質の確保等に関する法律施行条例の一部改正)

第二条 肥料の品質の確保等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

(徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例(平成十九年徳島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

(徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正)

第四条 徳島県農林水産関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表の三十三の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第二項」を「第三項」に改め、同表の三十四の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、令和三年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に生産された肥料に係る生産数量等の報告については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定の施行の日前に生産された普通肥料に係る施用上の注意等の表示については、なお従前の例による。

提案理由

肥料取締法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十二号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年九月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中六十五の二の項を六十五の三の項とし、六十五の項の次に次のように加える。

六十五の二 建築基準法第六十条の二の二第二項第二号の規定に基づき建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は同条第三項の規定に基づき建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	十六万円
--	------

別表第一の備考に次の一号を加える。

十 この表の七十九の項から七十九の三の項までの事務を建築士法第十条の二十第一項に規定する指定登録機関（次表において「指定登録機関」という。）が行う場合におけるこの表の七十九の項から七十九の三の項までの規定の適用については、同表の七十九の項中「免許」とあるのは「免許の登録」と、同表の七十九の二の項中「第五条第三項」とあるのは「第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第三項」と、「二級建築士免許証又は木造建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、同表の七十九の三の項中「二級建築士免許証又は木造建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」とする。

別表第二の四の項中「及び」を「又は」に改め、同項を同表の六の項とし、同項の前に次のように加える。

五 別表第一の百の項の事務のうち、建築士法の規定による二級建築士又は木造建築士の免許の登録を受けていることの証明書の交付の申請に対する審査の事務	指定登録機関
--	--------

別表第二中三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項を二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 別表第一の七十九の項から七十九の三の項までの事務（同表の備考第十号の規定の適用を受ける場合に限る。）	指定登録機関
--	--------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の備考に一号を加える改正規定及び別表第二の改正規定は、令和二年十二月一日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に申請がなされている二級建築士又は木造建築士の免許、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付及び二級建築士又は木造建築士の免許を受けていることの証明書の交付の申請に対する審査に係る手数料の納付については、なお従前の例による。

提案理由

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、居住環境向上用誘導地区内における建築物の建蔽率等に関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 13 号

令和2年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について

令和2年度県営土地改良事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和2年9月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	鳴門市	経営体育成基盤整備事業	80,000,000 ^円	18,000,000 ^円	2.25/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		地盤沈下対策事業	10,000,000	600,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	70,000,000	5,250,000	1.5/10以内	
		小 計	160,000,000	23,850,000	—	
	小松島市	経営体育成基盤整備事業	14,000,000	2,625,000	1.875/10以内	
		地盤沈下対策事業	10,000,000	600,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	60,000,000	9,000,000	1.5/10以内	
		小 計	84,000,000	12,225,000	—	
	阿南市	広域営農団地農道整備事業	20,000,000	2,000,000	1/10以内	
		中山間地域農村活性化総合整備事業	190,000,000	19,750,000	1.5/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	41,200,000	3,120,000	1.75/10以内	
		老朽ため池等整備事業	80,000,000	14,400,000	2/10以内	

		国営付帯県営農地防災事業	120,000,000	12,000,000	1/10以内
		小 計	451,200,000	51,270,000	—
吉野川市	基幹農道整備事業	60,000,000	5,160,000	0.86/10以内	
	広域営農団地農道整備事業	70,000,000	7,000,000	1/10以内	
	老朽ため池等整備事業	95,000,000	23,750,000	2.5/10以内	
	小 計	225,000,000	35,910,000	—	
阿波市	県営農道整備事業	35,000,000	8,750,000	2.5/10以内	
	老朽ため池等整備事業	25,000,000	2,750,000	1.1/10以内	
	小 計	60,000,000	11,500,000	—	
美馬市	広域営農団地農道整備事業	1,000,000	100,000	1/10以内	
	経営体育成基盤整備事業	40,000,000	4,000,000	1.75/10以内	
	老朽ため池等整備事業	63,000,000	12,000,000	2/10以内	
	小 計	104,000,000	16,100,000	—	
三好市	広域営農団地農道整備事業	30,000,000	3,000,000	1/10以内	
	中山間地域農村活性化総合整備事業	62,000,000	9,300,000	1.5/10以内	
	老朽ため池等整備事業	127,000,000	25,400,000	2/10以内	
	小 計	219,000,000	37,700,000	—	
勝浦町	基幹農道整備事業	80,000,000	6,880,000	0.86/10以内	
	広域営農団地農道整備事業	90,000,000	9,000,000	1/10以内	
	小 計	170,000,000	15,880,000	—	

	上 勝 町	広域営農団地農道整備事業	90,000,000	9,000,000	1/10以内	
	那 賀 町	広域営農団地農道整備事業	450,000,000	45,000,000	1/10以内	
		中山間地域農村活性化総合整備事業	74,000,000	10,940,000	1.5/10以内	
		小 計	524,000,000	55,940,000	—	
	海 陽 町	老朽ため池等整備事業	15,000,000	450,000	0.3/10以内	
	松 茂 町	地盤沈下対策事業	320,000,000	19,200,000	0.6/10以内	
	藍 住 町	地盤沈下対策事業	110,000,000	6,600,000	0.6/10以内	
	上 板 町	県営かんがい排水事業	80,000,000	20,000,000	2.5/10以内	
		県営農道整備事業	20,000,000	5,000,000	2.5/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	10,000,000	750,000	1.5/10以内	
		小 計	110,000,000	25,750,000	—	
	つ る ぎ 町	広域営農団地農道整備事業	86,500,000	8,650,000	1/10以内	
	東みよし町	広域営農団地農道整備事業	20,000,000	2,000,000	1/10以内	
		中山間地域農村活性化総合整備事業	30,000,000	4,500,000	1.5/10以内	
		小 計	50,000,000	6,500,000	—	

提案理由

令和2年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

令和2年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

令和2年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和2年9月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
広域漁港整備事業等	鳴門市	水産物供給基盤機能保全事業	20,000,000 ^円	2,800,000 ^円	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独漁港漁場整備事業	36,745,000	7,349,000	20	
		小 計	56,745,000	10,149,000	—	
	阿南市	広域漁港整備事業	65,000,000	9,100,000	14	
		水産物供給基盤機能保全事業	20,000,000	2,800,000	14	
		小 計	85,000,000	11,900,000	—	
	牟岐町	広域漁港整備事業	140,000,000	14,000,000	10	
		漁港環境整備事業	5,000,000	700,000	14	
		小 計	145,000,000	14,700,000	—	
	美波町	水産物供給基盤機能保全事業	60,000,000	8,400,000	14	

	海陽町	水産物供給基盤機能保全事業	150,000,000	21,000,000	14	
	松茂町	水産物供給基盤機能保全事業	20,000,000	2,800,000	14	

提案理由

令和2年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 15 号

令和 2 年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

令和 2 年度県営林道開設事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和 2 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営林道開設事業	美馬市	森林基幹道	300,000,000 ^円	32,100,000 ^円	10.7%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	那賀町	森林基幹道	250,000,000	26,750,000	10.7	
	海陽町	森林基幹道	160,000,000	17,120,000	10.7	
	つるぎ町	森林基幹道	100,000,000	10,700,000	10.7	

提案理由

令和 2 年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 16 号

令和 2 年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について

令和 2 年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

令和 2 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	69,000,000 ^円	10,350,000 ^円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	道路局部改良事業	20,000,000	3,000,000	15	
	小松島市	道路局部改良事業	24,000,000	3,600,000	15	
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10	
		小 計	24,956,000	3,695,600	—	
	阿南市	道路局部改良事業	72,000,000	10,800,000	15	
	吉野川市	道路局部改良事業	21,000,000	3,150,000	15	
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10	
		小 計	21,956,000	3,245,600	—	
	阿波市	道路局部改良事業	91,000,000	13,650,000	15	
交通安全対策事業		956,000	95,600	10		

		小計	91,956,000	13,745,600	—
	美馬市	道路局部改良事業	55,000,000	8,250,000	15
	三好市	道路局部改良事業	151,500,000	22,725,000	15
	勝浦町	道路局部改良事業	15,000,000	2,250,000	15
	上勝町	道路局部改良事業	20,000,000	3,000,000	15
	佐那河内村	道路局部改良事業	8,000,000	1,200,000	15
	石井町	道路局部改良事業	4,000,000	600,000	15
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10
		小計	4,956,000	695,600	—
	神山町	道路局部改良事業	38,000,000	5,700,000	15
	那賀町	道路局部改良事業	66,000,000	9,900,000	15
	美波町	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15
	海陽町	道路局部改良事業	40,000,000	6,000,000	15
	松茂町	道路局部改良事業	1,000,000	150,000	15
	北島町	道路局部改良事業	4,000,000	600,000	15
	藍住町	道路局部改良事業	4,000,000	600,000	15
	板野町	道路局部改良事業	9,000,000	1,350,000	15

	上板町	道路局部改良事業	46,000,000	6,900,000	15	
	つるぎ町	道路局部改良事業	67,000,000	10,050,000	15	
	東みよし町	道路局部改良事業	84,000,000	12,600,000	15	

提案理由

令和2年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について、道路法第52条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

令和2年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について

令和2年度県営都市計画事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和2年9月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営都市計画事業	徳島市	公共街路事業	1,300,000,000 ^円	130,000,000 ^円	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独街路事業	8,500,000	850,000	1/10	
		緊急地方道路整備事業	510,000,000	51,000,000	1/10	
	小 計	1,818,500,000	181,850,000	—		
	石井町	緊急地方道路整備事業	160,000,000	16,000,000	1/10	

提案理由

令和2年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

令和2年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について

令和2年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

令和2年9月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独砂防事業等	徳島市	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000 ^円	1,000,000 ^円	5/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独砂防事業	850,000	212,500	25/100	
		小 計	20,850,000	1,212,500	—	
	鳴門市	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	小松島市	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	阿南市	県単独砂防事業	850,000	212,500	25/100	
	吉野川市	県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100	
	阿波市	県単独砂防事業	850,000	212,500	25/100	
	美馬市	急傾斜地崩壊対策事業	83,000,000	7,150,000	5/100・1/10	
県単独砂防事業		17,000,000	4,250,000	25/100		

		小計	100,000,000	11,400,000	—
三好市	急傾斜地崩壊対策事業	21,000,000	2,050,000	5/100・1/10	
	県単独砂防事業	9,265,000	2,316,250	25/100	
	小計	30,265,000	4,366,250	—	
勝浦町	急傾斜地崩壊対策事業	40,000,000	4,000,000	1/10	
	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	小計	40,425,000	4,106,250	—	
上勝町	県単独砂防事業	1,105,000	276,250	25/100	
佐那河内村	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
神山町	県単独砂防事業	3,825,000	956,250	25/100	
那賀町	急傾斜地崩壊対策事業	10,000,000	500,000	5/100	
	県単独砂防事業	12,325,000	3,081,250	25/100	
	小計	22,325,000	3,581,250	—	
牟岐町	急傾斜地崩壊対策事業	22,000,000	1,100,000	5/100	
	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	小計	22,425,000	1,206,250	—	
美波町	県単独砂防事業	13,175,000	743,750	5/100・25/100	
海陽町	急傾斜地崩壊対策事業	38,000,000	1,900,000	5/100	
	県単独砂防事業	5,355,000	488,750	5/100・25/100	

		小計	43,355,000	2,388,750	—
	板野町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
	上板町	県単独砂防事業	5,525,000	1,381,250	25/100
	つるぎ町	急傾斜地崩壊対策事業	21,000,000	1,300,000	5/100・1/10
		県単独砂防事業	8,075,000	2,018,750	25/100
		小計	29,075,000	3,318,750	—
	東みよし町	県単独砂防事業	14,450,000	3,612,500	25/100

提案理由

令和2年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

令和 2 年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について

令和 2 年度港湾建設事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

令和 2 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
港湾建設事業	徳島市	港湾改修事業	100,000,000 円	15,000,000 円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	阿南市	港湾改修事業	42,000,000 円	6,300,000 円	15%	

提案理由

令和 2 年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について、地方財政法第27条第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 20 号

鳴門池田線緊急地方道路整備工事曾江谷新橋上部工の請負契約の変更請負契約について

令和2年3月10日議決を経た鳴門池田線緊急地方道路整備工事曾江谷新橋上部工の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和2年9月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

請負契約書中「5 契約金額 938,300,000円」を「5 契約金額 947,746,800円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 21 号

教育用パソコンの購入契約について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

令和 2 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	物	件	名	令和2年度整備教育用パソコン
2	納		期	徳島県議会の議決のあった日から令和3年3月19日まで
3	契	約	金 額	76,780,000円
4	契	約	の 方 法	一般競争入札
5	契	約	の 相 手 方	徳島市東吉野町1丁目10番地の1 四国通建株式会社徳島支店 支 店 長 末 善 正 美

提案理由

物品の購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 22 号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期目標の策定について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第3期中期目標を次のように定める。

令和2年9月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期目標**前文**

地方独立行政法人徳島県鳴門病院は、平成25年4月の法人設立以降、県北部をはじめ香川県東部や兵庫県淡路島地域の政策医療を担い、地域の中核的かつ急性期病院として重要な役割を果たしている。

また、看護専門学校、健康管理センターを併設し、本県医療の未来を担う看護人材の育成に貢献するとともに、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療提供体制の確保に取り組んできたところである。

一方で、急速に進む人口減少や少子高齢化など社会構造の多様化・複雑化が進む中、地域における病床機能の分化及び連携並びに在宅医療の更なる推進により、将来の医療需要に対応した適切な医療提供体制の早急な構築を図ることが必要である。

加えて、近い将来その発生が危惧される「南海トラフ巨大地震」をはじめとする大規模自然災害への対応や地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる救急医療、周産期医療及び小児医療への対応が求められている。

こうした中、地方独立行政法人徳島県鳴門病院においては、「第7次徳島県保健医療計画」をはじめとする徳島県の医療行政施策を踏まえ、引き続き、本県の政策医療を担う重要な役割を果たす公的病院として、第2期中期目標期間と同様に医療水準の向上に向けた投資を積極的に行い、その機能を強化して、地域住民の医療ニーズに応じた安全で質の高い医療の提供に努めることが重要である。

特に、業務運営の継続性や効率性について不断の見直しを行うなど、しなやかで強靱な病院経営を行うことで、医療サービスの向上を支える病院の経営基盤の更なる強化を図っていくべきである。

このため、第3期中期目標を次のとおり定めることとし、地方独立行政法人制度の特徴である自主性や効率性を十分に発揮しつつ、地域の中核的病院として

更なる公的役割を担い、地域住民から、さらに信頼され、期待され、愛される病院を目指していくため、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の基本となるべき方向性を示すこととする。

第1 中期目標の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 診療事業

(1) 良質かつ適切な医療の提供

- ア 地域の中核的かつ急性期を担う病院として、地域住民の医療を支える基本機能を提供しつつ、地域の医療水準向上のための機能充実に努めること。
- イ 最適で確実な治療を提供するため、各種診療ガイドライン等に基づくクリティカルパスを推進するとともに医療安全対策を徹底し、医療の質の向上を図ること。

(2) 患者の視点に立った医療の提供

- ア 選ばれる病院であり続けるため、患者のニーズを的確に把握し、病院内外における継続的な改善策を講じることにより、患者サービスの向上推進に努めること。
- イ 病院のホームページや地元広報紙の活用等により、病院の役割や医療提供内容等を積極的に情報発信するなど、開かれた病院づくりに努めること。
- ウ 患者の個人情報について法・条例に基づき適切に取り扱い、臨床における倫理的課題に積極的に取り組むとともに、医療相談体制を充実し、患者の利便性向上に努めること。

(3) 救急医療の強化

- ア 東部Ⅱ救急医療圏の自己完結率を高めるため、施設整備を積極的に推進し、救急医療体制を充実させるとともに、県北部の最重要な救急医療施設としての機能を担うための取組を図ること。
- イ 地域の1次救急医療機関との役割分担や連絡体制の整備、消防機関との連携強化に努めること。

(4) がん医療の高度化

- ア 地域がん診療連携推進病院として県内のがん診療連携拠点病院との連携を図るとともに、県北部のがん診療拠点の整備に向け、集学的治療の推進や高度医療機器の導入による強みを活かしたがん診療の質の向上に努めること。
- イ 地域で化学療法や緩和ケアを受けたい患者ニーズに対応するため、県北部におけるがん診療提供体制の構築に努めること。

(5) 産科医療や小児医療の充実

産科及び小児科の診療体制の一層の充実を図るとともに、他の診療科との連携や役割分担を促進し、地域における中核的な小児・周産期医療機関として求められる役割を着実に果たすこと。

(6) 特色ある医療の更なる推進

県内唯一の医療分野である「手の外科センター」をはじめ、「脊椎脊髄センター」や「糖尿病・内分泌センター」などの専門的な人材能力を活かした医療の充実を図るとともに、積極的な情報発信を行うことで、病院の特色ある医療の更なる提供拡大に努めること。

(7) 生活習慣病に対する医療の推進

地域住民に対する生活習慣病の発症予防啓発を推進するとともに、健康管理センターでの予防健診の充実や受入の拡大に努めること。

(8) 感染症対策の推進

新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症対策を推進し、感染症流行時においても、地域住民に対して安全かつ適切な医療の提供が継続できる体制の確保を図ること。

2 地域医療・介護支援

(1) 医療・介護連携の充実

ア 地域医療支援病院として、高度医療機器を積極的に活用した専門性の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関との連携強化による「紹介率・逆紹介率」の向上に努めること。

イ 医療連携体制に基づく地域完結型の医療を実現するため、地域の医療機関、介護機関等との情報共有の強化を図り、地域連携クリティカルパスの整備・普及に努めること。

ウ 地域包括ケアシステムの深化に向けて、地域包括支援センターや関係機関との連携のもと、急性期から慢性期までの入院・外来・在宅における地域の実情に寄り添った適切な医療の提供に努めること。

(2) 地域住民の健康維持への貢献

健康管理センターにおける健診活動の推進を図るとともに、地域住民の健康に対する啓発を促進し、住民の健康に有用な医療情報の公開・提供に努めること。

3 災害時における医療救護

(1) 災害拠点病院としての機能強化

地域の医療機関や他の災害拠点病院との連携を強化するとともに、災害対応能力を抜本的に強化し、吉野川北岸地域における唯一の災害拠点病院としての機能の向上を図ること。

(2) 他地域における医療救護への協力

災害派遣医療チーム（DMAT）の体制強化・技能向上を図り、他地域における医療救護活動への協力体制の一層の強化に努めること。

4 人材の確保・養成

(1) 質の高い医師の確保・養成

ア 医療水準の向上を図るため、専門的な教育や研修の充実を推進し、質の高い医師の確保・養成に努めること。

イ 臨床研修病院として、他の臨床研修病院との連携や特色のある臨床研修プログラムの設定等により臨床研修医の確保に努めるとともに、質の高い研修指導医の養成に取り組むこと。

(2) 医療従事者の確保・養成

ア 看護師やその他のコメディカルなど医療従事者の一層の確保に努め、各職種において職務に専念できる体制づくりを図ること。

イ 質の高い医療従事者を養成するため、教育研修機能の充実及びキャリアパスづくりや職務に関連する専門資格の取得等をサポートする仕組みづくりを推進すること。

(3) 看護専門学校の充実強化

ア 質の高い教員の計画的な養成に努めるとともに、病院や県との連携により教育内容の質の向上を図ること。

イ 県内の高等学校等との連携強化により、優秀な看護学生の確保に努めるとともに、学生が安心して学べるよう、施設等の適正な維持管理に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制

(1) 効果的な業務運営の推進

理事長及び院長は、経営効率の高い業務執行体制を確立するとともに、職員の適切な労務管理を行うための制度の構築に努めること。

(2) 他職種間での連携・協力体制の構築

業務の適正化・スリム化を図るため、各職種の業務内容を可視化し、職員間の連携強化に努めるとともに、管理者側が積極的に職員と連携できる体制を構築すること。

(3) 適正な人事評価の実施

職員の資質、能力及び勤労意欲の向上を図るため、公正で客観的な人事評価制度の構築及び適正な評価に基づく給与制度の運用に努めること。

(4) 県立病院との連携

ア 総合メディカルゾーンにおける北部ブランチ病院としての役割を踏まえ、患者サービスの向上に資するICTを活用した医療情報の連携について検討を行うこと。

イ 医薬品等の共同交渉や人事交流、災害時の協力等を推進し、県立病院との連携によるより効果的な医療提供体制を構築すること。

2 職員の就労環境の向上

(1) 良好な職場環境づくり

あいさつ運動などの取組を通して、職員間のコミュニケーションを図り、良好な職場環境づくりに努めること。

(2) 働き方改革への対応

職員の福利厚生充実、女性職員の働き方支援やタスクシフティングなどワークライフバランスの実現に向けた取組を推進し、職員が働きやすい職場環境の整備に努めること。

(3) 職員の処遇改善

優秀な人材の流出を防止するため、職員が高いモチベーションを持ち安心して働き続けることができる就労環境の構築に向け、職員の処遇改善について、抜本的な改革を推進すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経常収支比率

収益力の強化や業務運営の効率化を徹底し、経常収支比率100%以上を維持すること。

2 医業収支比率

医業収支比率について、同規模の公立病院と比較する等により適切な数値目標を定め、達成すること。

3 収益の改善

(1) 収入の確保

ア 病院全体での収入目標を定め、病床利用率等の収入確保につながる数値目標を適切に設定するとともに、効率的に高度専門医療を提供し診療単価の向上に努めること。

イ 診療報酬の請求漏れの防止や未収金対策の強化を図るとともに、病院が持つ医療資源を最大限活用し、新たな収入の確保に努めること。

(2) 費用の抑制

ア 医薬品や診療材料等の購入に係る県立病院との共同交渉の促進や、新たな院内物流管理システムの導入による在庫管理の適正化及び管理業務の負担軽減の推進を図り、費用の抑制に努めること。

イ 契約方法の定期的な見直しを行うとともに、国の方針を踏まえた医療費適正化の観点から、後発医薬品の利用促進に努め、費用の節減を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備の整備

施設及び設備について、医療技術の進展や地域の医療需要、費用対効果等を総合的に勘案し計画的に整備すること。

2 人員配置の弾力化

来院範囲の広域化や手術件数の増加に迅速に対応できるよう、診療科の再編や職員の配置を弾力的に行うこと。

提案理由

地方独立行政法人法第25条第1項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第3期中期目標を定めるに当たり、同条第3項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 23 号

令和元年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

令和元年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 24 号

令和元年度徳島県病院事業会計決算の認定について

令和元年度徳島県病院事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

令和元年度徳島県病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 25 号

令和元年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，令和元年度徳島県電気事業会計の剰余金を処分し，令和元年度徳島県電気事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

令和元年度徳島県電気事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて令和元年度徳島県電気事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 26 号

令和元年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，令和元年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を処分し，令和元年度徳島県工業用水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

令和元年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて令和元年度徳島県工業用水道事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 27 号

令和元年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，令和元年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を処分し，令和元年度徳島県土地造成事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

令和元年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて令和元年度徳島県土地造成事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 28 号

令和元年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，令和元年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を処分し，令和元年度徳島県駐車場事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

令和元年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて令和元年度徳島県駐車場事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

報告第1号

令和元年度決算に係る健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算に係る健全化判断比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和2年9月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
%	%	%	%
—	—	11.7	180.6
(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)

(備考) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。()内は、早期健全化基準を記載した。

報告第2号

令和元年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度決算に係る資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和2年9月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県流域下水道事業特別会計	— [%]
徳島県港湾等整備事業特別会計	—
徳島県病院事業会計	—
徳島県電気事業会計	—
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

報告第3号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
三好郡東みよし町在住 1名	円 429,309	令和元年8月10日	三好郡東みよし町地内	令和2年8月26日
徳島市在住 1名	438,400	令和元年11月21日	徳島市地内	令和2年8月26日
徳島市在住 1名	55,680	令和2年5月7日	徳島市地内	令和2年8月26日
板野郡藍住町在住 1名	145,632	令和2年5月8日	鳴門市地内	令和2年8月26日
鳴門市在住 1名	35,200	令和2年1月13日	鳴門市地内	令和2年8月28日
那賀郡那賀町在住 1名	298,460	令和2年5月29日	小松島市地内	令和2年8月28日
徳島市在住 1名	116,600	令和2年7月10日	名西郡石井町地内	令和2年8月28日

報告第4号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市所在 1法人	円 179,000	令和2年3月26日	美馬郡つるぎ町地内 (県道木地屋赤松線)	令和2年8月24日
美馬市在住 1名	159,000	令和2年4月1日	美馬市地内 (県道多和脇線)	令和2年8月24日
那賀郡那賀町在住 1名	94,000	令和2年4月15日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和2年8月24日
美馬市在住 1名	520,000	令和2年6月19日	三好市地内 (県道白地州津線)	令和2年8月24日
美馬市在住 1名	330,000	令和2年7月7日	美馬市地内 (国道492号)	令和2年8月24日

報告第5号

損害賠償（学校事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

学校事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 200,000	令和2年6月26日	徳島市北矢三町二丁目 県立徳島科学技術高等学校	令和2年8月24日

報告第6号

損害賠償（遺失物返還に係る物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

遺失物返還に係る物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡松茂町在住 1名	円 95,000	令和2年5月27日	板野郡北島町地内	令和2年8月28日

報告第7号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 5,130	令和2年5月28日 から同年6月1日 までの間	徳島市地内	令和2年8月28日

報告第8号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和元年度に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により，地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和元年度に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

令和2年9月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

報告第9号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第2期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により，地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第2期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

令和2年9月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

